ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）
その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
三　その他法第五十二条の二十三第七項の承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第九項の規定による延長を申請しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。［項を加える。］
一　理由書
二　当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面
三　当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）
その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
四　その他法第五十二条の二十三第九項の規定による延長に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第十項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。［項を加える。］
一　理由書
二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面
イ　当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面
ロ　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面
三　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ロ　当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
四　当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）
その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
五　当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面